平成21年第4回定例会 斑鳩町議会会議録

平成21年9月25日 午前9時40分 開議 於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(15名)

1番 宮 崹 和 彦 3番 広 中 Ш 靖 5番 伴 吉 晴 7番 嶋 田 善 行 9番 中 西 和 夫 11番 飯 髙 昭

Ш

宜志子

守 彦

里

木 田

2番 小 林 誠 4番 吉 野 俊 明 6番 紀 良 治 西 剛周 8番 谷 10番 浦 野 圭 司 12番 辻 善 次 14番 木澤 正 男

1, 欠席議員(0名)

13番

15番

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤 原 伸 宏 係 長 安 藤 容 子

1,地方自治法第121条による出席者

町 長 小 城 利 重 副 町 長 芳 村 是 教 育 長 栗 本 裕 美 総 務 部 長 池 田 善 紀 総 務 課 長 乾 善 亮 総務課参 事 吉 田 昌 敬 企画財政課長 西 Ш 肇 税 務 課 長 圃 巻 昭 男 住民生活部長 西 本 喜 福 祉 課 長 佐 藤 滋 生 福祉課参事 水 修 国保医療課長 植 村 俊 彦 清 国保医療課参事 寺 田 良信 健康対策課長 西 梶 浩 司 環境対策課長 清 水 建 栗 本 公 生 都市建設部長 也 建設課長 加 藤保幸 観光産業課長 川端 伸 和 都市整備課長 藤 川岳志 都市整備課参事 今 西 弘 至 教委総務課長 野 﨑 也 生涯学習課長 黒 﨑 益 範 上下水道部長 谷 口裕 司 上水道課長 清水孝悦 下 水 道 課 長 上田俊雄

1,議事日程

日程 1. 建設水道常任委員長報告について

日程 2. 厚生常任委員長報告について

日程 3. 総務常任委員長報告について

日程 4. 予算決算常任委員長報告について

日程 5. 各常任委員会の先進地視察について

日程 6. 各常任委員会の閉会中の継続審査について

日程 7. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

1,本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時40分 開議)

○議長(中西和夫君) おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、全員出席であります。よってこれより本会議を再開 し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。これに従い議事を進めて まいります。

まず、日程1、建設水道常任委員長報告について、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。10番、浦野委員長。

○建設水道常任委員長(浦野圭司君) 皆さん、おはようございます。

それでは、建設水道常任委員会委員長報告を行います。

建設水道常任委員会は、9月10日、全委員出席のもと開催されました。

初めに、本委員会付託議案について審議いたしました。

陳情第1号 公共下水道事業に関する陳情書についてを議題とし、事務局より、陳情書は2通あり、1枚目の陳情書には1,368名の方の署名が添えられてあり、また2枚目のものは2,412名の方の署名が添えられており、合計で3,780名の署名であった。それぞれ署名された方を見ると、同じ名前の方がおられるが、これらを合わせて3,780名の署名となっていること。また、内容については、それぞれ少し異なった表現はあるが、ほぼ同じ内容であり、陳情書を提出された方からも、陳情1件として取り扱ってほしいとの申し出を受けているとの説明がありました。

これに対して、委員より、次の質疑がありました。

1つとして、陳情書が時間の経過を経て同じ内容のものを別途受理した場合、議会としての取り扱い方を、今後、検討すべきでないか。2つとして、公共下水道事業についての条例を制定した当時を振り返ると、議会も様々な議論を重ねてきたが、いざ下水道工事が始まると、住民の方から様々なご意見を伺う。その一つに、下水道接続工事費についてであるが、実際の工事費はどれぐらいかかっているのか。3つとして、陳情書の署名人数であるが、2つの陳情書はダブった署名もあるが、署名人数がかなりの数なので、慎重に取り扱うべきである。4つとして、条例が制定され、その後条例が変更された場合、それまで徴収された負担金が住民に返還された事例は今まであったのか。5つとして、下水道加入負担金について、工事前の住民説明会で、住民が十分理解を得る説明はされてきたのか、またその説明はどういった内容であったのか、またその時住民側

から質疑はあったのか。6つとして、現在の指定業者の数は何社か、また指定を受ける のにどれぐらいの費用が必要か等々の質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。 その後、この議案についてどのように取り扱うかを委員の皆様にお尋ねしたところ、 継続審査とすることに決しました。

次に、継続審査であります都市基盤整備事業に関することについて、まず初めに、公共下水道事業について理事者の報告を求めました。その内容は、8月27日に入札した5路線のうち、第13処理分区14工区-9工事と、第13処理分区5工区-1工事及び第11処理分区2工区-6工事の3件において、低入札価格入札があり、これについては、今後、審査をしていく。また、公共下水道の接続申請状況については、8月31日現在1,809件であるとの報告がありました。

これに対して、委員より、低入札価格で入札率を聞くと、70%前後であるが、適切な利潤でもって工事が行われるとは考えにくいので、十分この業者については審査をお願いしたい等々の質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。

次に、都市計画道路の整備促進に関することについて理事者の報告を求めました。その内容は、いかるがパークウェイで、岩瀬橋橋梁工事が進んでおり、橋げたは8月下旬に無事架けられた。都市計画道路法隆寺線については、国道25号との取り付け口1件について交渉を続けているとの説明がありました。これに対して委員より若干の質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に、JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者より、前回の委員会から進展した内容はないので、報告することはないとの報告がありました。

継続審査については、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、その他について各委員より意見を求めたところ、1つとして、岡本地区の循環道路計画について、2つとして、大和川等の河川の草刈り後の草の焼却処分について、3つとして、昭和橋の歩道に水たまりが多く見受けられるが、歩行者にとって歩きにくいので改善してほしいこと、4つとして、追手町営住宅南側の町有地の土地利用について、5つとして、龍田3丁目の町道はみ出し設置物の取り扱いについて等々の質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。

以上が、建設水道常任委員会審査内容の概要です。詳細につきましては、会議録に収録いたしておりますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。ご清聴ありがとうございました。(「議長」と中川議員述ぶ)

- ○議長(中西和夫君) 3番、中川議員。
- ○3番(中川靖広君) 本日の朝の全員協議会で議員に配付された住民の方々の手紙の件で1点事実確認をさせていただきたいと思いますが、発言の許可をいただきたいと思いますけど。
- ○議長(中西和夫君) 結構です。
- ○3番(中川靖広君) 西谷議員のブログの内容で住民から手紙をいただきました。その中に、「説明会もなしに進める下水道事業」という見出しでブログを掲載されておりますが、その中に、住民の方々が、「下水道の説明会もしないで業者が公共ますだけ設置したみたい」、「住民の方が、説明会なんてなかったよと話してました」、「そんなことないやろ、住民に多額の負担を伴う下水道事業やのに」と言い、スタッフ全員で手分けして住民に確認したら、やっぱり住民説明会はしていないことが多くの住民の発言で立証出来たとありますが、この件について事実確認をしたいと思います。そのような地域があるんでしょうか。
- ○議長(中西和夫君) 谷口上下水道部長。
- ○上下水道部長(谷口裕司君) ご指摘の箇所でございます。まず、1点、下水道工事をする場合には、必ず工事の説明会、そして工事完了後の供用開始、使用開始についての説明を兼ねて進めております。いまだかつて、そういう、もし規模が小さい自治会であって、説明会を開催するほどのものでなければ、各戸訪問させていただきまして、改めてその説明をさせていただいております。そういう形で現在まで進めさせていただいております。

しかし、今、ご指摘いただいております箇所につきましては、推測するに当たりましては、まずアグリア服部とか農住関係で造成をされた区域じゃないかと推測いたします。その区域につきましては、まず造成工事が入りました時に、ある一定の区画が出来た段階で、公共下水道の工事に着手させていただきました。そして、その施工業者、もしくは農協ですね、農協が主体となって進めておりましたので、その農協の担当者と十分協議した上で、公共ますの設置までを進めております。そして、その後、その造成後、区画を各個人さんに販売されるという経緯があったわけでございますが、その中で、改めて重要事項として、公共下水道の供用開始になった段階では、こういった場所であるから、接続の説明をしてくださいという形で役場から業者に手離したといった経緯がございます。

ですから、説明会を一切しておらないということではございません。タイミングがそ ういうタイミングであって、業者からの重要事項の説明として値する部分だということ でご理解いただきたいと思います。

- ○議長(中西和夫君) 3番、中川議員。
- ○3番(中川靖広君) まあ、そやから、このブログの内容には、書いてあるように、住民に説明会もしないで、また規模の小さな自治会に対しても、個々に訪問して説明をしてから公共ますの設置をしていただいているということで認識をしておきます。
- ○議長(中西和夫君) 次に、日程2、厚生常任委員長報告について、厚生常任委員長の 審査結果報告を求めます。13番、里川委員長。
- ○厚生常任委員長(里川宜志子君) それでは、去る9月11日、金曜日、全委員出席の もと委員会を開催いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

まず、1番として、本会議から付託を受けた議案について審査を行いました。

その1として、議案第31号 斑鳩町立学童保育室条例の一部を改正する条例について、議案書の要旨と新旧対照表に基づいて説明がされました。

委員より、条例改正に反対するものではないが、転入者の途中入室についても考慮すべきではないか、また転入の状況はどうなっているかという質疑、意見に対して、昨年の転入者は2名だったこと、また保護者会の要望にこたえた形での改正となったが、今後の検討課題とすると答弁がされ、お諮りしたところ、満場一致で原案どおり可決いたしました。

2つ目としまして、議案第32号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案書の要旨と新旧対照表に基づいて説明がされました。これについては、時限つきの制度であることから、啓発が重要であるという意見に対して、広報紙をはじめ色々な機会において広くお知らせしていくなどの答弁の後、お諮りをしたところ、満場一致で原案どおり可決いたしました。

3つ目として、陳情第2号 請願書についてを議題といたしました。議会事務局長から説明を受けた後、所管の担当課長から、内容の訂正について申し出がありました。陳情者と話をされて、請願書の中の「周囲500メートル内の住民には告知のうえ」となっている部分を、正しくは「周辺住民には告知のうえ」という表現に訂正をお願いしたいということでした。

その上で、委員皆さんに質疑、意見を求めたところ、1つとして、電波障害による健

康被害について、町が相談を受けたこれまでの経過について、2つとして、兵庫県川西市で起こった同様の問題の解決に至った内容について、3つとして、設置している事業者に対する町の対応について、4つとして、健康被害を訴えている住民の対策について、5つとして、無線電話基地局の契約の期限について、6つとして、請願内容の条例制定は全国的にも例がないが、調査研究する必要があり、時間がかかる、7つとして、契約途中での撤去となると、損害補償が発生することなどの問題もあるが、健康被害に対しても重要な問題であり、行政や議会としても、何が出来るか十分な勉強をし掘り下げていくべきである、8つとして、川西市が行ったと言われている事業者への要望をすることについて、9つとして、上位法で申請、許可がされ、市町村では全く建設されるまでわからないということについてなどの質疑、意見があり、今後、事業者に対して要望をすること、国に対して意見書を上げていくこと、条例の制定についてなど、川西市の例などを委員会として勉強をし、議会として出来ることをすべてやるということから、さらに調査、研究をする必要があるとの取りまとめをし、継続とすることといたしました。続きまして、2番目の継続審査についてを議題といたしました。

その1、総合保健福祉会館の運営に関することについて、資料に基づき、8月の利用 状況と8月22日の第4土曜日の催しの内容と来館者数について、また開館1周年記念 事業の内容と来館者が9月5日は400名であったことが報告されました。また、前回 の委員会で質疑のあった、年間の維持管理費の光熱水費について資料が提出され、内容 についても説明がありました。

委員より質疑、意見をお受けしたところ、1つとして、会議室等の利用率の計算の仕方について、2つとして、子育てルームの長期休暇中の幼児の利用について、3つとして、機能回復訓練コーナーの使い方についてなどの質疑、意見があり、一定の答弁がされ、報告を受け、審査をしたということで終わりました。

これまで継続審査にしていた「総合保健福祉会館の運営に関することについて」は、 開館して1年が経過したこともあり、委員皆さんと協議をし、継続審査から外すことに いたしました。

次に、3つ目として、各課報告事項についてを議題といたしました。

その1として、斑鳩町次世代育成支援行動計画について報告を受けております。平成 15年7月に、次世代育成支援対策推進法が制定され、行動計画の策定が義務づけられ、 平成17年3月に次世代育成支援行動計画を策定しているが、10年間の集中的、計画 的な取り組みを推進するために、平成17年から平成21年までの5年間を前期計画とし、平成21年度に見直しを行い、平成22年から26年までの5年間を後期計画として、現在、策定の準備をしているということで、昨年行ったアンケートの集計結果や、現状と課題などの説明と、今後の作業のスケジュールについて報告がありました。

それに対して、子どもの貧困の問題やアンケートの回収率も低いことから、アンケートにあらわれてこない問題、また子どもだけではなく若者の問題についても十分検討してほしいという意見がありました。

これについては、以上、報告を受けて終わりました。

2つ目として、新型インフルエンザについてを議題といたしました。8月24日から 県の対応が変わっていること、また町の体制について、学級閉鎖、学年閉鎖、休校など の基準、新たなチラシの各戸配布、斑鳩町新型インフルエンザ対策連絡会議の開催、予 防接種のワクチンなどについての説明がされました。

それに対して、1つとして、土曜、日曜の連絡体制について、2つとして、休日診療 所が果たす役割について、3つとして、マスクの備蓄数などについてなどの質疑があり、 一定の答弁がされました。

報告事項の3つ目としては、民間建築物吹きつけアスベスト等分析調査事業の募集についてを議題といたしました。10月広報で募集をすることから、新たに設けた補助要綱について、資料に基づき説明を受けましたが、これについては特段の質疑、意見はありませんでした。

次に、その他の報告として、幼児2人同乗用自転車購入費助成制度についての報告を受けました。幼児2人を乗せた3人乗りを禁止していたものが、一定の要件を満たした自転車に限り認められることに改正されたことから、その自転車が高価なこともあり、安全確保、子育で支援ということから、22年1月1日からこの自転車の購入に助成出来るよう作業を進めたいとの報告がありました。

委員より、該当する世帯の把握についての質疑があり、一定の答弁がされております。 続きまして、4つ目のその他についてを議題とし、委員より、1つとして、閉店した ジャスコの古い建物が解体される場合のアスベスト対策について、2つとして、ふれあ いの集いに参加される方の駐車場利用料金についてなどの質疑、意見があり、一定の答 弁がされて終わりました。

次に、継続審査の手続についてですが、これまでの案件を外した後の案件については、

当委員会の今後の重要課題である「環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて」とすることを、全委員の了承を得て、そしてさらに陳情第2号を加えて継続審査の手続をすることを確認して終わりました。

また、先進地視察につきましては、新たに継続審査案件となりました件についての視察を行うことにして、行程表を確認し、本会議に提出することといたしました。

以上が開会中に開催いたしました厚生常任委員会の概要です。詳細につきましては、 会議録に整理をいたしますので、ご覧いただきますようお願いをいたしまして私の報告 とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

- ○議長(中西和夫君) 次に、日程3、総務常任委員長報告について、総務常任委員長の 審査結果報告を求めます。7番、嶋田委員長。
- ○総務常任委員長(嶋田善行君) 去る9月15日に総務常任委員会を開催いたしました ので、その概要についてご報告いたします。

まず、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてであります。(仮称)斑鳩町文化財活用センター整備工事は、9月14日現在で約74%の進捗率。愛称は、選考会により、「斑鳩文化財センター」と決定したとのことです。

委員より、最終選考に残った他の名称はどのようなものがあったのか、里帰り展にかかる費用はどの程度なのか等の質問があり、理事者より、他の愛称候補として、斑鳩歴史資料館、斑鳩歴史文化センター、斑鳩歴史館、斑鳩の里文化財学習館、斑鳩の里文化財資料館などがあった。また、今年度3月の里帰り展は、運送、警備、保険の費用も含めて約70万円と見込んでいるとの答弁がなされました。

続きまして、各課報告事項についてであります。

1、議案第33号 平成21年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)については、本 定例会初日の委員長報告と変わりがないため、省略させていただきます。委員より若干 の質問があり、理事者より一定の答弁がなされております。

次に、2、町民プールの利用状況について。今年度の入場者数は、大人2,297人、子ども4,353人の計6,650人であり、7月の天候の影響もあり、昨年度より53人減ったが、来年度に向け、水泳教室の期間の延長や親子で交流を深めていただけるようなイベントなど検討していくとの報告がなされました。

次に、去る7月11日、町職員の草刈り作業中、草刈り機が跳ねた小石により、通行中の車の窓ガラスを破損した。現在、示談中であること。また、平成19年2月の公職

選挙法の改正により、配布出来る選挙運動用ビラ5,000枚に貼る証紙の交付に係る 規定を設けるため、公職選挙法令施行規程の一部改正を行うとの報告があり、委員より 若干の質問があり、理事者より一定の答弁がなされました。

続きまして、その他についてであります。

委員より、「いかるがホール」のイベント案内紙の8月、9月のステージアラカルトに、「西谷剛周町政報告会」が記載されているのに、9月、10月の分には記載されていない。それはなぜかとの質問があり、理事者より、記載するしないの基準は現在持っていないが、文化的なものは記載すべきであると思うとの答弁がなされ、委員より、使用料を取っている以上は、イベントの内容いかんを問わず記載する方が公平であるとの意見が出されました。

他の委員より、中学校の耐震工事について若干の質疑があり、一定の答弁がなされています。

最後に、先進地視察について、豊岡市方面に、水害対策等の防災及び文化財関係の資料館の運営等について、10月26・27日の両日行うことを確認いたしました。

以上が当委員会の審査事項についての概要報告であります。なお、質疑の答弁の後の 再質疑、再答弁もなされている事案もございますので、詳細につきましては、会議録を ご一読いただきますようお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

- ○議長(中西和夫君) 次に、日程4、予算決算常任委員長報告について、予算決算常任 委員長の審査結果報告を求めます。15番、木田委員長。
- ○予算決算常任委員長(木田守彦君) 去る9月7日、8日両日、全委員出席のもと、本会議より付託を受けました7議案であります、認定第3号 平成20年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成20年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成20年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号 平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号 平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上を辰巳監査委員さんより、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の各計数は、関係法令に準拠して調製され、誤りのないも

のと認められました。また、各基金の運用状況についても、計数に誤りはなく、適正に 運用されているものと認められるとの報告があり、監査結果としては適正であるという ことでありました。

まず、一般会計であります。

当初予算として77億4,000万円で予算編成をし、その後8回の補正が行われ、繰越明許費などを含めた最終現計予算額は95億2,520万4,000円となっており、前年度最終予算額と比較すると、3,470万5,000円の減少となっております。平成20年度における一般会計決算額は、歳入総額88億102万8,000円、歳出総額82億9,784万5,000円で、歳入歳出の差引額は5億318万3,000円、翌年度へ繰り越すべき財源1億661万6,000円を差し引いた実質的な収支額は、3億9,656万7,000円の黒字であります。

平成20年度における歳入の特徴を見てみますと、自主財源の中心である町税は、前年度と比較して、固定資産税、軽自動車税、都市計画税が増加したものの、町民税、たばこ税が大きく減少したことにより、町税全体で対前年度比6,891万6,000円減少をしております。

歳出決算額は82億9,784万5,000円で、前年よりも1億95万8,000円の減少となっております。そのうち、増減額の大きい費目を見ると、総務費では、地域活性化・緊急安心実現総合対策事業費などの増加により対前年度比2億8,417万7,000円、衛生費では、衛生処理場維持補修費、鳩水園維持補修費及び施設改良費の増加により対前年度比5,619万5,000円、農林水産事業費では、土地改良事業費などの増加により前年度より4,452万3,000円の増加となっております。

一方で、公債費は、昭和57年度に借り入れました斑鳩南中学校建設用地取得事業債、平成8年及び9年に借り入れたふるさと事業債の完済などにより対前年度比2億5,763万1,000円、民生費では、総合保健福祉会館建設事業費などの減少により対前年度比1億4,435万4,000円、土木費では、JR法隆寺駅周辺整備事業費などの減少により対前年度比6,131万2,000円、商工費では、シルバー人材センター事務所建築工事費などの減少により対前年度比2,992万7,000円の減少となりました。

一般会計について理事者の説明が終わり質疑に入りました。質問といたしまして、 年々上がっております財政力指数について、喜んでいいのか否かについて。回答といた しましては、単純な計算式でありまして、それにもとに出した数字でありますので、財政力は着実によくなっております。質問として、連結実質赤字比率のところで、財政再生基準は40%となっているが、20年度は35%と言われたと思いますが、40%でよろしいんですか。答え、市町村は30%とされているが、3年間の経過的な基準がありまして、平成20年度、21年度の決算基準は40%であります。

斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入決算額は28億4,926万1,000円、歳 出決算額は34億1,496万5,000円となっております。差し引き5億6,57 0万4,000円の歳入不足となっております。このため、平成21年度の特別会計か ら不足分を繰上充用して決算を終えております。

質問といたしまして、増税による成果と、平成20年度の滞納額と累積額とその整理についてを質問されております。その答えとして、平成20年度に保険税の率が20%から25%に値上げになった。75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行されたことにより、保険税は減っております。約8,000万円の減となっております。値上げ分はふえたが、後期高齢者医療制度に移行された分をカバーすることが出来なかった。また、平成20年度の単年度では6,400万円の滞納があり、累積額としても2億8,900万円弱であります。税の公平性の観点からも、滞納者の財産状況を調査し、厳しく滞納整理を進めてまいりますとの回答でございました。

続きまして、斑鳩町老人保健特別会計。平成20年度斑鳩町老人保健特別会計は、平成20年4月から医療給付等を後期高齢者医療制度に移行しました。移行前であります 平成20年3月診療分及び平成20年3月以前の受診でまだ請求されていない、いわゆる月おくれ請求による医療の給付等について行われております。

平成20年度の決算の収支状況は、歳入総額2億4,938万825円で、歳出総額は2億2,348万2,611円で、差額の410万1,786円が歳入不足となりました。そのため、平成21年度の老人保健特別会計からその不足分を繰上充用して決算を終えました。質疑はございませんでした。

続いて、斑鳩町大字龍田財産区特別会計でございます。歳入決算額は454万9,000円、歳出決算額は31万2,000円で、実質収支額は423万7,000円です。引き続き財産区財産、下司田池の適正な管理に努めており、平成20年度には、水中曝気ポンプを6月から11月の6カ月間稼働させて下司田池の水質悪化を防止しました。 今後も適切な財産管理に努めてまいります。 質問としては、今後の財産管理と将来の処分等についての考え方についてお聞かせ願いたい。回答としては、現在行っている管理の方法でやってまいります。処分等については、今のところ考えてないが、そのような時期がくれば、判断をしなければならないと考えております。

続いて、斑鳩町公共下水道事業特別会計。公共下水道事業特別会計は、歳入決算額17億1,611万5,000円、歳出決算額17億1,611万5,000円となり、収支差額0円で、翌年度へ繰り越すべき財源もなく、実質収支0円となっております。公共下水道は、事業認可区域約245ヘクタールのうち144ヘクタールで3,494戸の皆さんが利用可能となり、そのうち181戸の接続申請をいただき、合計1,701件の申請を受け、公共下水道のご利用をいただいております。

質問といたしまして、最終的に公共下水道の整備されない地域の方々の生活排水についてはどのように考えておられるのかということに対しまして、公共下水道区域外については、合併浄化槽による補助金による設置で行われるものと考えておりますという答えであります。

続きまして、斑鳩町介護保険事業特別会計は、歳入決算額15億2,795万5,000円、歳出決算額15億163万3,000円となり、収支差し引き2,632万2,000円で決算を終えております。

当特別会計では、介護を必要とする方やその家族が安心して介護サービスを利用出来 るよう制度の周知を図り、要介護認定の普及推進やサービスの安定的供給等介護保険事 業計画に基づき、制度の適正な運用に努めてまいります。

2,632万2,000円の歳入超過のうち、国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金につきましては、平成21年度の給付実績に対し、法令で定める割合以上に負担金を受け入れていることから、超過交付分803万8,000円を平成21年度会計で償還することとなっております。還付未済額等を差し引いた金額を介護給付費準備基金に積み立てを行うことにしております。

続いて、斑鳩町後期高齢者医療特別会計についてであります。人口の急速な高齢化に 伴い医療費の増加が見込まれる中、平成20年4月から新たな医療制度として後期高齢 者医療制度が開始されました。運営主体は、県下の全市町村で構成する奈良県後期高齢 者医療広域連合で、市町村は保険料の徴収や各種申請の受け付けを行っております。平 成20年に設置されましたもので、当年度の歳入決算額は2億5,859万6,000 円、歳出決算額は2億5,754万9,000円で、差し引き104万6,000円の 歳入超過となった分については、出納整理期間中に収入した保険料によるものであり、 平成21年度会計に繰り越しを行った上、広域連合に納付して精算をいたします。

この制度は、老人保健制度を引き継ぐものとはいえ、新しい制度である上に、運営開始後制度改正が相次ぎました。高齢者の皆様が不安を抱くことがないよう、これからも 丁寧な制度の説明及び相談に努め、本制度の円滑な運営に努めてまいります。

認定第3号 平成20年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、当委員会と しては、満場一致で認定すべきものと決しました。

続いて、認定第4号 平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の 認定について。反対意見といたしまして、一般的な被保険者には20数%の値上げとな る一方で、限度額を超える高額所得者は4.6%の増にしかならず、もっと公平な所得 に見合う保険税の決定を求める。特定健康診査についても、目標数値を達成出来なけれ ばペナルティーが課せられることについては、受け入れがたい。また、実際の受診率も、 町が掲げる目標と大きくかけ離れており、今後、努力をしていただきたい。平成20年 度は、一般会計から9,300万円が繰り入れられるという英断をされていますが、町 としても国に対し、住民の暮らしや健康を守るためにも、制度改正と、費用負担をもと に戻すよう引き続き要望をしていただきたい。

賛成意見といたしましては、平成20年度の国保特別会計は、新たに後期高齢者医療制度への支援が行われることになり、その財源として国保税が引き上げられました。国保はなお破格の赤字を抱えており、依然として厳しい財政状況にあり、町には今後も本特別会計の現状を十分に認識され、特定健康診査等積極的な実施によって医療費の抑制を図り、またさらなる未納者対策を強化されるなど、あらゆる方策を尽くして財政の健全化に努力を期待いたしております。

この件につきましては、賛否両論であります。よって採決を行いました結果、本案を 原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めましたところ、挙手多数でありまし て、よって認定第4号 平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の 認定については、当委員会として賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて、認定第5号 平成20年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

続いて、認定第6号 平成20年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認

定については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

続いて、認定第7号 平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認 定について、当委員会としては満場一致で認定すべきものと決しました。

続いて、認定第8号 平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定 について、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

続いて、認定第9号 平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。反対意見として、75歳以上の高齢者を無理やり別建ての保険に押し込めて必要な医療を受けさせないようにする医療費の削減ありきでつくられた制度であり、うば捨て山などと言われるとんでもない制度です。保険料を払わなくてもよかった人も保険料を徴収されており、早く廃止すべきものであると断言いたします。

賛成意見といたしましては、この特別会計においては、この制度の是非の賛否ではなく、国が定めた事務をどのように執行したかであり、その意味から、適正に処理されていると認められるものであります。特段反対する理由もなく賛成するものであります。

賛否両論であります。よって採決を行いましたところ、本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めました。挙手多数であります。よって認定第9号 平成20 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、認定第3号から第9号までの審査を終わりました。詳細については、議事録 を参照していただきたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

続きまして、去る9月16日、全委員出席のもと、本会議からの付託議案であります 5議案について審議した状況と結果についてを報告させていただきます。

まず初めに、今回の補正予算については、国の経済危機による第1次補正予算でありまして、新たに創設されました地域活性化・経済危機対策臨時交付金や地域活性化・公共投資臨時交付金を活用すると共に、安全安心な学校づくり交付金や新学習指導要領教材整備補助金等の国庫補助金の活用を行う補正が主なものであるとの説明がありました。

まず初めに、議案第33号 平成21年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)について説明がなされ、総額で8億6,561万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を78億2,692万6,000円とするとの報告があり、主な歳入について、地方交付税の交付額の決定によります1億5,940万6,000円の増額補正や、民生費国庫補助金として3,083万円の増額で、今年度も子育て応援特別手当として交付され、

衛生費国庫補助金で女性特有のがん対策として、疾病予防対策事業等補助金として627万円の増額補正、小学校費補助金では、校舎耐震補強工事や地上デジタル放送の受診のため、安全安心な学校づくり交付金5,689万3,000円であり、中学校補助金では6,440万4,000円でありました。総務費国庫補助金では、地域活性化経済危機対策臨時交付金及び地域活性化公共投資臨時交付金として1億6,382万1,000円の追加補正を、繰越金では、平成20年度会計の余剰金の確定により2億6,656万6,000円の増額と、教育債では、学校校舎耐震補強工事の財源措置として学校教育整備事業債8,310万円等であります。

歳出としては、公共施設の地上デジタル放送対策としての備品購入と公用車の更新が主なものであります。総務費の企画費として、役場会議室、北庁舎会議室のインターネット用LAN配線やマスコットキャラクターパゴちゃんの着ぐるみの製作及び文化振興センターの地上デジタル放送対策として366万円や、賦課徴収費では備品購入費としての追加補正と、法人町民税におきまして精算還付が生じますことから、償還金利子及び割引料860万円の増額であります。社会福祉総務費では、福祉基金への積立金100万円や国民健康保険事業特別会計において出産育児一時金等の支給額の引き上げ及び給付件数の増加によりまして、同会計への繰出金337万7,000円の増額であります。子育て応援特別手当支給事業費として、子育て応援特別手当が交付されることから、負担金及び交付金等合わせて3,083万円を増額するとのことであります。

衛生費・感染予防費で、新型インフルエンザ対策費用として101万5,000円や、健康増進事業費として子宮がん及び乳がん検診の充実のため委託料等と合わせて627万円や、塵芥処理費としてごみ収集車の更新及び衛生処理場の地上デジタル放送対策として2,114万円の増額と、商工費の中の観光自動車駐車場運営費として観光会館、法隆寺iセンターの地上デジタル対策、観光ルートサインの整備及び三井観光駐車場のトイレ建設費等で1,872万円の増額であり、消防費の中の災害対策費として避難所施設の充実及び災害救助交付の整備等のため1,920万円の増額であります。

また、教育費の小学校費の学校管理費では、斑鳩小学校本館東棟、斑鳩西小学校本館 東棟の耐震補強工事及び斑鳩東小学校校舎耐震2次調査診断と工事請負費等合わせて1 億80万円の増額、教育振興費として学校内の情報ネットワーク整備や地上デジタル放 送対策及び新学習指導要領に対応する理科教材の整備のため、備品購入費等合わせて3, 564万2,000円の増額と、中学校費の学校管理費として、斑鳩中学校の北館西棟 及び体育館の耐震補強工事のために工事請負費と合わせて8,100万円の増額、教育振興費では、小学校と同様の理由により6,782万7,000円の増額であります。図書館管理運営費では、いかるがホール2階の藤ノ木古墳資料室を、法隆寺、聖徳太子を中心とする歴史資料室の整備及び公用車の購入のため1,666万円の増額補正であります。保健体育費のすこやか斑鳩・スポーツセンター運営費では、中央体育館のアリーナ屋根の断熱塗装や床補修及び施設予約システムのパソコン等の整備、地上デジタル放送対策として工事請負費等合わせて1,838万2,000円の増額であります。

予備費では、今回の補正から生じた財源3億5,277万1,000円の留保をする ことといたしました。

また、本補正予算では、本年度会計において予算の質を見込めない事業であることから、繰越明許費として観光自動車駐車場施設充実事業で1,445万円、小学校校舎耐震補強事業で1,080万円、中学校校舎耐震補強事業で8,100万円を予算計上しております。

また、地方債補正では、JR法隆寺駅周辺整備事業では、460万円の増額補正を行うことから補正後限度額を4,630万円に、また学校教育施設等整備事業として8,310万円の増額補正により補正後限度額を1億380万円に、また臨時財政対策で40万円の減額補正により補正後限度額を4億1,500万円に変更したとの説明を受け質疑に入りました。

国の緊急な経済活性化交付金を活用する事業が多いと思うが、政権交代による予算の凍結の心配はありませんか。答え、国においても相当混乱が生じ、事業を進める地方自治体も混乱が生じると考えて、今後の情報収集に努め、万全の態勢をとって事業を進めることにしております。質問、公用車の更新や地上デジタルのテレビやアンテナを設置してしまった後に交付金が切られたら町からの持ち出しになるのではと思いますが。答え、国の動向が決まった段階で事業執行を行ってまいりたいと思っております。そうでないと、相当の一般財源の投入が考えられるので、慎重に対応していきたいと考えております。質問、公用車10台の更新を予定されておりますが、購入方法としては、入札でと考えておられるのでしょうか。答え、特殊車両を除く乗用車とダンプについては、入札による購入を考えておりますとのことでございました。

質疑を終結し、委員の皆様にお諮りしたところ、平成21年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第34号 平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について説明がなされ、歳入歳出それぞれ4,129万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を33億9,030万1,000円とする補正であります。

その内容については、今年度の前期高齢者交付金や後期高齢者支援金等の確定に伴いますもの、また出産育児一時金の増額に係ります補正、あるいは介護従事者処遇改善臨時特例交付金の受け入れに係る補正、高額療養費特別支給金の支給に関する補正であります。以上の補正に関する内容の説明を受けた後、質疑に入りました。

質問として、出産育児一時金として、出産件数の増加等見込んで当初予算より何人ふやしているんですか。答え、30人と見込んでいたのを42人と見込ませていただきました。今、保健センターの方に妊娠したという旨の届けをされた方の中で、国民健康保険に加入されている方の状況を勘案する中で、42人おられるだろうと推測して予算計上をしております。

以上のような質疑がありまして、本案についてお諮りしたところ、当委員会として満 場一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第35号 平成21年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について説明がなされ、歳入歳出予算の総額に2,397万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億6,544万9,000円とするものであります。繰越金におきまして、平成20年度決算の確定に伴い、歳入金額で多かったために、その差額を平成21年度に繰り越すことになり、繰越金額分2,397万8,000円の増額との説明を受け、質疑に入ったところ、特段の質疑もなく、お諮りしたところ、当委員会として満場一致で可決すべきであると決しました。

続いて、議案第36号 平成21年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について。歳入歳出予算の総額に104万6,000円を追加し2億6,649万1,000円とする。その内容については、平成20年度会計の出納整理期間中に収入した保険料について、平成21年度に繰り越しをし、広域連合へ支出するための補正ですとの説明の後、質疑をお受けいたしました。

質問といたしまして、出納期間中に入ってくる保険料というものはどういうものですか。答え、今回で言うと、平成20年度に賦課をいたしました保険料であります。年度内に納められず、4月、5月に納められた保険料であります。4月、5月は役場の会計の出納整理期間ですので、一たん賦課した保険料については歳入が可能なので、今回、

それを平成20年度で一たん歳入をさせてもらい、広域連合への支出については、4月、5月に入ってきた保険料は、支出負担行為を平成21年度に行い、広域連合へ支出が出来ないので、今回、20年度分の保険料を21年度に繰り越すものでありますとの説明があり、質疑を受けたところ、質問として、国民健康保険税なんかでは、滞納者に対して、特に悪質な方に対して差し押さえなんかもやっていますよね。後期高齢者の保険料については、今後、どうなっていくんでしょうか。答え、後期高齢者医療の保険料の滞納者については、ペナルティーとして保険証を、後期高齢者の保険証は通常は1年の有効期間ですが、それを短縮した保険証を発行させていただきます。その上さらに滞納されている方で悪質な場合につきましては、健康保険証を発行せず資格証を発行しております。賦課は広域連合で行っており、資格証発行後の滞納された悪質な方への対応につきましては、現在のところ検討中であります。

質疑をお受けしたところ、特段の質疑もなく、本案については、当委員会として満場 一致で可決するべきものであると決しました。

議案第37号 平成21年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第2号)について。今回の補正は、地域活性化・経済危機対策臨時交付金による地上デジタル放送対策としてのテレビの購入及びアンテナ工事の増額補正であります。水道事業収益の営業外収益で、雑収益として60万6,000円の増額補正であります。収益的支出の営業費用の総係費として60万6,000円の増額補正であるとの説明を受け、質疑をお受けしたところ、特段の質疑もなく、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

その他について、1つとして、町職員による草刈り中における跳ねた小石による通行 車両に対する窓ガラス破損事故について、右報告について、今後の対策と対応について、 今後も職員による草刈りについての安全対策について。

以上が今回の予算決算常任委員会での審議でありました。詳細については、議事録に 掲載されておりますので、ご参照いただければ幸いと思います。ご清聴ありがとうござ いました。

○議長(中西和夫君) 以上で各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして表決を行ってまいります。

まず初めに、議案第31号 斑鳩町立学童保育室条例の一部を改正する条例について をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決す ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第31号については、満場一致 で可決いたされました。

続いて、議案第32号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてをお 諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決するこ とにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第32号については、満場一致 で可決いたされました。

続いて、議案第33号 平成21年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)についてを お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決する ことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第33号については、満場一致 で可決いたされました。

続いて、議案第34号 平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告とおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第34号については、満場一致 で可決いたされました。

続いて、議案第35号 平成21年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告 どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第35号については、満場一致 で可決いたされました。

続いて、議案第36号 平成21年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告 どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第36号については、満場一致 で可決いたされました。

続いて、議案第37号 平成21年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第2号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第37号については、満場一致 で可決いたされました。

続いて、認定第3号 平成20年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定についてをお 諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定するこ とにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって認定第3号については、満場一致で 認定いたされました。

続いて、認定第4号 平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の 認定について、これより討論を行います。

初めに、本案を認定することに反対の議員の意見を求めます。13番、里川議員。

○13番(里川宜志子君) 認定第4号 平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計 歳入歳出決算の認定について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

2年連続値上げとなった本会計については、予算の時から反対をしてまいりました。 国民健康保険の被保険者というのは、以前は個人経営のお商売などをなさっている方が 中心だったものが、現状では職を失った人たちの受け皿の様相が強く、さらに多数の若 者が健康保険が整備されていないというような条件で働いているという状況もあります。

そんな中にあって、この国保会計が年々厳しくなってくるから、そしてさらには20年度では、後期高齢者医療制度が導入されたからその支援金分を創設するということで、19年、20年と続けての値上げとなりました。国保財政が厳しくなっているのは、被保険者のせいではないと私は思っております。

そしてまた、後期高齢者医療制度は、これはあってはならない制度だ。その支援金分 を創設したから影響が出たというような形で、一般的な被保険者は、20%以上の値上 げとなってしまう。その反面、高額所得者では、国民健康保険の限度額というものがございますが、その限度額の変更はわずか4.6%の増、こういう形で、比較的低い所得の方にとっては、大変な値上がりとなり、そして高額所得の方たちにはわずかな値上げとなっている。そして、負担能力以上の支払いを課せられているこの国民健康保険の状況にあっては、ますます未納者が増加していても、何にも不思議はないと思います。これらの未納者の対策、そしてまた国保税そのものの問題、こういうものは大きな問題であるというふうに考えます。

そして、さらに今回、特定健診の実施ということにおきましては、これまで重要とされていた基本健康診査の科目の中から外されているものも幾つか出てきております。メタボリックシンドロームに特定をされたような形での特定健診を国はするように実施要綱を出し、そして国、県合わせてもその特定健診の負担は3割しかありません。一般財源で7割を負担し、しかも実施率を上げれば上げるほど会計は苦しくなってくる。けれども、その実施率が低ければペナルティーが課せられるという、こんな制度はとても受け入れることは出来ません。

これまで言い続けてきた国保会計における介護納付金の累積赤字の増大については、 一定斑鳩町では、一般会計から9,300万円以上の補てんをするという英断を下され ましたことについては高く評価はしたいと思うものの、もう支払い能力、負担能力を超 えたこの国保税を、19年度、20年度で引き上げたこの会計については、とてもとて も賛成することは出来ません。

町は、今後も、この受け皿的な意味合いの強い国保、この国保会計については問題意識を持って、町民の将来のためにも、そして比較的収入の低い層の方々が大打撃となるようなこういう状況の値上げをしなければならないというようなやり方については、意識を持って今後も国や県に対して声を上げていっていただきたいというふうに思っております。私は、こんな大幅な理不尽な値上げをする会計についてとても、払う皆さんの立場に立つと、賛成することは出来ません。

以上が私の反対意見です。ご清聴ありがとうございました。

- ○議長(中西和夫君) 次に、本案を認定することに賛成の議員の意見を求めます。 6番、 紀議員。
- ○6番(紀 良治君) 認定第4号 平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入 歳出決算の認定について、賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

平成20年度は、後期高齢者医療制度が始まるなど医療制度改革により国民健康保険を取り巻く環境が大きく変わった年だと思っています。また、この特別会計においても、被保険者の変動や新たな負担金、交付金の設定などがあり、これまでとは内容が大きく異なったものであったと考えております。

このような中、平成20年度決算は、およそ5億6,500万円の赤字決算で終えられております。依然として多額の累積赤字を抱えた状況にあることに変わりはありません。しかしながら、単年度で見ますと約8,000万円の黒字となっており、前年度決算から累積赤字を減少させることになりました。この中には、被保険者の負担増となるものもありましたが、一般会計から国保制度を支援するなど国保財源の健全化に向けて努めておられます。一定の評価が出来るものだと考えております。このようなことから、国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成出来るものと考えております。

今後、町には、特定健診や保健指導の推進、また未納者の対策強化などに努めてもらっていただき、国保財政のさらなる健全化を図りながら、地域住民が安心して医療を受けられるよう一層努力していただくことを要望いたしまして、私の賛成意見とさせていただきます。議員皆様には、ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長(中西和夫君) これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立する者あり)

○議長(中西和夫君) 起立多数であります。よって認定第4号については、賛成多数で 認定いたされました。

続いて、認定第5号 平成20年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって認定第5号については、満場一致で 認定いたされました。

続いて、認定第6号 平成20年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認 定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告ど おり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって認定第6号については、満場一致で 認定いたされました。

続いて、認定第7号 平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認 定について、これより討論を行います。

初めに、本案を認定することに反対の議員の意見を求めます。8番、西谷議員。

○8番(西谷剛周君) 認定第7号 平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳 出決算の認定について、反対の立場から意見を申し上げます。

私は、斑鳩町内を歩き回って感じたのは、公共下水道事業については、住民の行政に 対する不信の一言に尽きます。

先ほど、私のブログをコピーしたものが配られました。私自身は、斑鳩町の一住民よりという中で、実際誰が書いたのかもわからない。斑鳩町内の人かどうかもわからないものを出されて、どういうことかなということを思ってたんですが、わかったのは、ここに書いてある「説明会もなしに進めている下水道事業」ということを取り上げられた。そのために出されたんやなということがわかりました。

そこで、この件については、私自身も現場に行っていまして、町の方では、例えばアグリア服部、アグリア小吉田ということで言われました。しかし、そやなくて、私がスタッフの方と行ったのは、並松の南側の興留1丁目のあたりであります。先ほど部長は、説明会はやってるし、やってないのはアグリア服部、アグリア小吉田ということで、小さい自治会については戸別にやっているということなんですが、実際に戸別で説明をやって、すべての人に戸別で私は説明が行き渡る、物理的にそんなことが出来るのかということを非常に思いますし、そういう部分の中では、ほんとに説明会が、小さな自治会の中で、1軒ずつ当たって、留守やったらまた行ってというようなことがほんとにされているのかどうかということについても、非常に疑問に思います。

それと、実際自分たちが肌で感じるのは、住民皆さんが、平成3年から、総額430 億円もかかるような下水道事業をやってんねんやったら、なぜその時点で、将来10年、 15年後には、皆さん方にこれだけの費用が、負担かかりますよというようなことを、 説明をPRしてへんかったのか、当時の部長は誰やったんかというような話。あるいは、 多額の費用がかかる、平成3年から公共下水道をやっているわけですが、しながら、何 で公共施設を次々建設していかないかんのか。あるいは、なぜ町の負担する公共下水道 工事費を住民に負担させるのかというような部分であります。

私自身は、これだけ住民皆さんが不景気の中でおられる中では、公共下水道事業は、 結局町が幾ら進めても、住民皆さんが今の中でもやっぱり半分ぐらいしかつけられない という状態の中では、これはやっぱり打破する必要があるん違うかなというふうに思い ます。

そして、町が認定している業者の中にも、実際に雨水ますと公共ますを間違って1年間垂れ流しのそういう事件がありました。でも、その業者についても、町が認定を取り消したわけでもなし、その業者が後の始末をしたわけではありません。結局、このような町の姿勢そのものが、住民にとっては非常にわかりにくい不信を抱く原因になっているわけであります。

私自身は、まず、誰ですか、私が意見を言っているわけですから、静かに聞いてください。私自身は、まず、下水道そのものを進めようとしたら、住民の目線で住民が接続しやすい環境をまずつくることやと思います。幾ら工事を発注しても、それは町の借金をふやすだけであります。収入となる下水道料金が入ってこなければ、町の借金だけがふえるわけであります。極端なことを言えば、下水道のつないでいただく割合が7割、8割になるまで、まずつないでいただく努力を町ですべきではないかなというふうに思います。

以上の観点から、私自身は、この平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳 出決算の認定については、反対という立場で意見を述べさせていただきました。ご清聴 ありがとうございました。

- ○議長(中西和夫君) 次に、本案を認定することに賛成の議員の意見を求めます。 1 2 番、辻議員。
- ○12番(辻 善次君) それでは、認定第7号 平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

公共下水道は、大和川の公共水域の水質補てんと生活環境の改善に取り組む重要な施 策であることは、今現在、反対者も同様であります、賛同されております。また、斑鳩 町でも、平成4年より工事に着手し、その後、下水道条例については、県下市町村の実 態及び資料等で議会において相当な審議をされております。当時議会に提出された資料 を見ますと、近隣の加入負担金では、大和郡山市では面積割りとか、他の町村では色ん な方法で加入負担金を徴収されてます。また、一方、北葛城郡では加入負担金を徴収してないことも、また使用料につきましても、県下でも高い水準でありますが、当時議会としては、今後の財政運営を考えて、満場一致で賛成されております。今現在反対されている議員も、県下市町村の実態と町の今後の財政計画などあらゆる資料を分析しながら賛成されており、一部の住民から説明を求められても、当時研究しながら慎重に審議したことを住民に説明出来ないのは、恥ずかしい思いであります。

さて、平成16年度末には、念願の供用開始を迎え、接続率が順調にふえており、平成20年度末には、公共下水道の申請件数が1,701件を受け付けているという報告をいただいております。また、整備においても、住民の皆さんのご理解とご協力を得ながら、順次進められているところであります。

一方、一議員が中心となりまして、加入負担金条例の撤廃、払った加入負担金を返すよう求めます、また下水道料金を引き下げを求めます、町指定工事店制度をなくす条例の改正を求めるなど署名活動をされております。うわさによりますと、斑鳩町ですと言って署名を集められたと聞いております。以前にも、ごみ袋をただにするような署名も集められておりましたが、この署名がどのようにされたのか、斑鳩町の将来を考えるならば、もっと常識ある活動をしていただきたい。

また、公共下水道事業の推進に当たっては、必要な財源である国庫補助金、地方債、加入負担金、下水道使用料などの収入を確保し、適正に執行されており、今後、一般会計からの繰入金や起債における元利償還金の返済など課題に対応するためにも、公共下水道事業特別会計において、今以上に水道事業と同様の公営企業会計を目指し、健全な下水道事業経営を図っていただくようお願いします。

また、入札につきましては、現行の入札制度において、公共下水道事業が適正に執行され、また請け負った業者においても適正に施工され、幹線管渠にトラブルなく進められていることは承知いたしております。

また、先ほどありました工事の前の説明につきましても、自治会等の回覧等で工事の 事前説明、さらにまた工事前に家屋調査、また宅枡設置という各戸訪問も、全体の説明 と各家庭の訪問もされて工事を実施されているということを聞いております。無断です ることはないということで、私は認識しております。

また、先ほど間違った工事ということでご指摘ありましたけど、これにつきましても、 議会で十分審議をされ、その当時一定の答弁がされてます。それは、やっぱり議員とし て、こういう論議をされましたという、やっぱり一般に説明する責任はあろうと考えて おります。

また、昨今、入札制度については様々な意見が取り沙汰されておりますが、公共工事において、特に良質なものを適正な価格で取り引きされることが望ましいことであり、落札率だけで論議の対象にし、低ければよいという考えの方は、工事そのものの質を落とすことにもつながりかねません。よって、入札制度については、十分な研究と検討を進めていただくことが重要であると考えております。

以上のことから、平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、適正に執行されていると考えるものであり、今後においてもさらに事業の進捗に努めていただきたいと思います。

最近よく住民の方々が、家の建て替えや増築等を計画しているが、公共下水道工事はいつ行われるのか、浄化槽が悪くなり、補修や改築をしなくてはならず、公共下水道がいつ整備されるのかなど、公共下水道の整備を待っておられるご意見をたくさん伺っております。今後も、貴重な財源を確保し、ご利用いただけない区域のご要望におこたえ出来るよう公共下水道の普及促進に努めていただくことを要望し、私の賛成意見とさせていただきます。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いします。

○議長(中西和夫君) これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立する者あり)

○議長(中西和夫君) 起立多数であります。よって認定第7号については、賛成多数で 認定いたされました。

続いて、認定第8号 平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定 についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どお り認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって認定第8号については、満場一致で 認定いたされました。

続いて、認定第9号 平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認 定について、これより討論を行います。 初めに、本案を認定することに反対の議員の意見を求めます。13番、里川議員。

○13番(里川宜志子君) それでは、認定第9号 平成20年度斑鳩町後期高齢者医療 特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

国民皆保険の制度の国では例を見ない制度を強行につくったために、提出されたこの特別会計については、予算の時に反対をさせていただいております。さきの総選挙で、この制度を廃止すると公約をした民主党が大勝し、この制度をつくった自公政権は大敗して政権交代となりました。私は、最初から一貫してこの制度には反対をしてきております。

この制度の背景は、高齢化が進む中で、医療費の高騰を防ぐというだけのものではなかった。社会保障費をどう削減していくかと考えて、先に削減ありきでつくられた制度です。先に削減すべきところはたくさんあるのにというふうに私は思いながら、この制度の、暦年齢で分けられ、そして病気の長期化や慢性化や認知症、終末期医療の観点で年齢で自動的に仕切られたというこの制度については、とても社会保障として許されないやり方である。短絡的な削減ありきの机上の空論であるというふうに考えてまいりました。

そして、この制度については、世帯割が国民健康保険で1軒でよかったものが、高齢者がおればわざわざ2軒に分けられてしまい、世帯割が二重にかかる。また、扶養となっていて、国民年金しかないという高齢者にまで保険料が新たにかかってしまう。こんなことが色々あって、世論で大変評判が悪いとなると、当初の決まった保険料など小手先で軽減することにし、期限がくればまた延長すると。後追い、後追いで小手先の改定を行ってきている。この制度は、最初から明らかに問題があったということは明らかだと思います。

また、私はどうしても、この後期高齢者医療が広域連合が保険者となっているということについても、問題があると考えています。この制度は見切り発車となってしまったと私自身は考えます。この見切り発車となって進められた制度に問題点があるからといって、後追い、後追いの小手先での改定、これがいいわけがありません。新政権では、これは廃止をするとおっしゃっておられますが、ではこの制度がどうなっていくかは、まだ明らかにはなっておりません。今後については、私たち議会も、そしてまた町行政も、しっかりと動向の情報をキャッチしながら、早く住民のための制度となるように私たちも努めていかなければならないというふうに思っております。

ただ、この制度は最悪の制度だと思いながらも進んでしまい、20年度に新たにこの制度の会計がスタートをしたというスタートの年だったので、あえて私たちはこの制度 そのものを問題として反対をさせていただきました。続けて決算についても反対の立場をとらせていただきたいと考えます。

以上が私の反対の意見です。議員皆様には、ぜひご理解をいただきたいと思います。 ご清聴ありがとうございました。

- ○議長(中西和夫君) 次に、本案を認定することに賛成の議員の意見を求めます。 1 番、 宮﨑議員。
- ○1番(宮﨑和彦君) それでは、認定第9号 平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別 会計歳入歳出決算の認定について、賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

この後期高齢者医療制度は、国が定め、全国統一的に運営されている制度であります。 県下でも、すべての市町村で構成された広域連合が運営主体となり、町は法令の規定に 従い、その業務の一部を行っておるものであります。

また、この特別会計は、町が行うべき業務についての会計の収支、とりわけ保険料の 収入とその保険料の広域連合への納付が中心となっているものであると思っております。 幾度かの制度改正が行われた中、町においては、定められた業務を適正に遂行され、ま た会計の執行に当たっても、適正に処理されていることが認められるものと考えていま す。

このことから、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、特段に反対する理由はなく、よって賛成するものと考えるところであります。

新政権の選挙公約では、この制度を廃止するとされているところでありますが、具体的な手法やスケジュールはまだ示されていないようであります。今後、どのような制度になるとしても、町には、高齢者の相談などに丁寧に対応していただくようお願いいたしまして、本特別会計歳入歳出決算の認定に賛成する意見とさせていただきます。議員の皆様のご賛同よろしくお願いします。

○議長(中西和夫君) これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立する者あり)

○議長(中西和夫君) 起立多数であります。よって認定第9号については、賛成多数で

認定いたされました。

続いて、日程5、各常任委員会の先進地視察についてを議題といたします。

総務常任委員長、厚生常任委員長から先進地視察について、斑鳩町議会会議規則第1 21条及び斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第10条第1項の規定により、 お手元に配付いたしております計画書のとおり先進地視察の申し出があります。

お諮りいたします。総務常任委員長、厚生常任委員長からの申し出のとおり、これを 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって総務常任委員長、厚生常任委員長からの申し出は、満場一致をもって承認いたされました。

続いて、日程6、各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第7 5条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査 の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって各常任委員長からの申し出のとおり、 閉会中の継続審査とすることに決定いたされました。各常任委員会には、それぞれの事 件における閉会中の審査についてよろしくお願いをいたします。

続いて、日程7、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。 議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第 75条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審 査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご 異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたされました。議会運営委員会には、閉会中の審査についてよろしくお願いをいたします。

以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして町長のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長(小城利重君) 平成21年第4回町議会定例会の閉会に当たり、一言あいさつを 申し上げます。

去る8月31日に、平成21年第4回町議会定例会を招集し、平成20年度一般会計・各特別会計決算認定を含め19議案を提出させていただき、議員皆様には本日までの26日間にわたり、慎重かつ熱心にご審議を賜りました。いずれの議案につきましても、温かいご配慮により原案どおりご承認賜り、深く感謝を申し上げますと共に、厚くお礼を申し上げます。

それぞれの議案のご審議の中で賜りました議員皆様のご意見やご指摘等に対しまして は、その内容を十分認識し、今後の行政運営に反映させてまいりたいと考えております。 どうか議員皆様方には、引き続きよろしくご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上 げます。

さて、私ごととなってまことに恐縮でありますが、私が6期目の町政を担う栄誉を与えていただいた任期も11月10日までとなり、余すところ40日をもって任期満了を迎えることになりました。この間、私はふるさと斑鳩のために、今、何をなすべきかという思いを常に心に刻み、人にやさしいまちづくりを基本姿勢として全力で町政運営に邁進してまいりました。各種施策について概ね順調に進捗しており、一定の成果が得られたものと考えております。これもひとえに、議員皆様方の今日まで変わらぬご厚情の賜物であり、心より感謝を申し上げますと共に、厚くお礼を申し上げます。

私は、6月議会において、私の斑鳩町のまちづくりへの情熱が続く限り、初心を忘れず引き続き町政の発展に尽くしたいと、決意を新たに7期目の出馬を表明させていただきました。今後のまちづくりの重要な視点として、安心の子育て、教育のまちづくり、健康と福祉のまちづくり、環境と景観のまちづくり、文化財の保存と活用のまちづくり、安全と安心のまちづくり、快適で住みよいまちづくり、健全な財政運営と町民主役のまちづくりの7つの視点を掲げ、住民皆様のご支援を賜りながら、町民憲章に掲げる和の精神を尊び、私たちのふるさと斑鳩をどこよりも魅力のある、そして住むことを誇りに思えるまちを築き、未来に引き継ぐため、職員共々創意工夫を凝らしながら取り組んでまいりたいと考えております。

現任期中この議会が最後の議会となりますが、私にお寄せいただきました絶大なご支

援に対しまして改めてお礼を申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。 どうもありがとうございました。

○議長(中西和夫君) これをもって、平成21年第4回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。どうもご苦労さまでございました。

(午前11時24分 閉会)